

〔参考〕

職員のための各種相談窓口

相談窓口	相談の対象となる事項	利用対象者					備 考
		一般職員 (右記を除く)	現業職員	消防吏員	教育公務員 学校事務職員	企業職員	
人事委員会への苦情相談 (本庁舎 4 階 Tel211-3147)	職員の任用、給与、勤務時間 その他の勤務条件、服務、い じめ、セクハラ・パワハラ等 人事管理全般	○		○	○		
ふりーとーく 3100 (Tel211-3100)	相談、提案、意見等	○	○	○	○	○	
セクハラ・パワハラに関 する苦情相談窓口	職場におけるセクハラ・パワ ハラ						
	市長部局 人事課	○	○				
	交通局 総務課					○	
	水道局 総務課					○	
	病院局 総務課					○	
	消防局 職員課			○			
	教育委員会 (学校以外) 総務課	○					
健康相談室 (本庁舎14階健康情報室 Tel211-3101)	職員のメンタルヘルスに関す ること、治療と仕事の両立支 援に関すること、その他人間 関係など職場における悩みご とや職員の健康に関すること	○	○	○		○	
福利厚生会の悩みごと相 談室 (南 2 条東 1 住友生命札 幌中央ビル 6 階/予約は市 労連共済センター Tel251-3359)	会員の心配ごと、心の健康の こと、法律問題などの悩みご と	○	○	○	※	○	※会員、準会 員及びその家 族が利用対象
教職員相談室 (北 2 西 2 S T V 北 2 条ビル 4 階 Tel271-1185)	健康の問題、職場内の問題等				○		